

ESA音楽学院専門学校評価実施規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人八洲学園 ESA 音楽学院専門学校（以下「本校」という）の自己評価および学校関係者評価について必要な事項を定めることを目的とする

(自己評価委員会)

第 2 条 自己評価委員会は、本校の校長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長
 - (2) 事務長
 - (3) その他委員長が必要と認めた教職員
- 2 自己評価委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
 - 3 自己評価委員の任期は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とし、再任は妨げない。
 - 4 委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
 - 5 自己評価委員会は委員長が招集し、当該委員長が議長となる。
 - 6 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(自己評価委員会の所管事項)

第 3 条 自己評価委員会は、次に掲げる事項を扱うものとする。

- (1) 自己評価の実施に関する事項
- (2) 自己評価の報告書の作成並びに公表に関する事項
- (3) その他、委員長が必要と認めた事項

(学校関係者評価委員会)

第 4 条 学校関係者評価委員会の構成は3名以上とし、本校の職員以外で次に掲げる者のうちから、
校長が委嘱する。

- (1) 本校の同窓会会長
 - (2) 本校卒業生の業界関係者
 - (3) 音楽隊業界関係者
 - (4) 吹奏楽指導業界関係者
- 2 学校関係者評価委員会は校長が招集し、委員長がその運営にあたる。
 - 3 学校関係者評価委員会から委員長と副委員長を選任する。
 - 4 委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 5 学校関係者評価委員会は委員長が議長となる。
 - 6 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。
 - 7 学校関係者評価委員会、年に 1 回以上会議を開催する。

(学校関係者評価委員会の委員の意見)

第 4 条 学校関係者評価委員会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- (1) 学校運営や教育活動に関する事項
- (2) 開かれた学校づくりの推進に関する事項
- (3) 学校、家庭、地域社会の連携に関する事項
- (4) 学生の進路実現及び部活動の振興に関する事項
- (5) その他、校長が必要と認めた事項

(学校関係者評価委員会の委員の任期)

第 7 条 学校関係者評価委員会の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。

なお、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、速やかに新たな委員を委嘱することができる。この場合において、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第 8 条 学校関係者評価委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議等)

第 9 条 当該年度内において、1 回以上会議を開催する。

また年間 1 回を限りとして、授業や学校行事を適宜視察し、評価や助言に資する機会を設定するものとする。

(公表)

第 10 条 本校は、第 3 条に規定する自己評価及び第 4 条に規定する意見を整理して報告書を作成し、当該報告書を公表するものとする。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、学校評価制度に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正する。